「保育制度を根底から変える『子ども･子育て新システム』の推進ではなく、児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書

２０１１年　月　日

代表者　練馬区保育園父母連合会
会長　岩城　明
住所　練馬区栄町２１－１４
電話　03-3992-6846

練馬区議会議長　殿

要旨

国の関係機関に対して、下記の事項について意見書を提出してください。

記

(1) 国民の理解をえられないまま保育所を「こども園」にする「子ども･子育て新システム」の強引な推進をやめ、児童福祉法に基づく保育制度を拡充すること。
(2) 待機児童解消にむけて、今ある児童福祉法第２４条に基づき、国の責任で緊急に認可保育所を増設すること。
(3) 保育所の最低基準を後退させないこと。

理由

政府は、幼稚園と保育所を「こども園」に一体化することを含む、「子ども･子育て新システム」の推進をはかり、保育制度を根底から変えようとしています。

「待機児童の解消」をうたっていますが、「新システム」では、児童福祉法第２４条に基づく市区町村の保育実施義務をなくして、保護者が保育所を自己責任で探し、保育所と直接契約を結んで入所することになります。また、保育料は、区市町村が認定した範囲を超えた保育の利用を応益負担の原則で徴収するため、保護者の負担が増えてしまいます。さらに、児童福祉法に基づく「最低基準」がなくなり、子どもたちが狭い保育室と不十分な職員配置のもとに置かれる懸念もあります。

幼稚園、保育所という名称は、明治いらい百年以上にわたって国民の中に親しまれてきたものです。幼稚園と保育所はそれぞれ違う役割をもっており、施設の基準や職員配置も違います。国民の理解をえられないまま強引に一体化すれば大混乱は避けられません。

よって、上記の項目について、国の関係機関に対して意見書を提出することを求めます。

氏　名	住　　所	印